# 『中山間の定住条件と地域政策』

## 田畑　保編（日本経済評論社）

八月成立の新農業基本法を検討する過程で農政の主要課題にデカップリング（農業生産条件不利地域政策のひとつ。農家に対する直接所得補償制度）が取り上げられたこともあって、最近、中山間地域問題を論じた雑誌や著書がかなり発行されている。

それらを大別すれば、過疎問題全般を対象としたものと主題をデカップリング等の農業問題にしぼったものの二つがあるが、本書は前半と後半に分けて両者を論じている。

ただし、過疎対策は山村振興法（一九六五年）や過疎法（七〇年）の制定に見るように古くからの課題であり、これについては既に数多くの著書が存在する。その中で今、本書がこの問題をあらためて取り上げたのは、中山間地域問題は定住対策を含む過疎対策なしには解決が困難なこと、最近の過疎化の進行が地域社会の崩壊をまねきかねないほどに深刻化してきたこと等にあり、本書も冒頭で「過疎の一層の深まりと集落・地域社会崩壊の危機」と題して、中山間地域の人口が自然減の段階にはいったこと、そこでは高齢化率が二〇％を超えたこと、最近五年間で一〇二の農業集落が消滅したことなどを挙げている。

内容は三部構成。第Ⅰ部「中山間地域における定住条件」では、定住対策を広い視点から検討し、所得機会の確保策として農業生産と農村工業導入を、また、生活環境の整備策として高齢者医療・福祉問題（中山間地域における医療体制の立遅れ、特別養護老人ホームの不足、二十四時間型ヘルパー制導入の困難さ等を指摘し、農（山）村型システムを提案）と教育問題（小学校が地域で果たす役割、山村留学や農業体験学習の意義などを説く）を取り上げる。

次に第Ⅱ部「中山間地域政策の課題」では、まず戦後の国の過疎政策を分析した後、条件不利地域対策について、いくつかの県の施策（農業施設整備への補助率上乗せ、山間地農産物の価格支持、米転作の奨励、村づくり、山村農地の区画整理、棚田助成、林業労働者の社会保険負担等々）と高知県西土佐村の事例を検証する。次いで、市町村財政の問題、農地を中心とした土地資源管理の問題、土地改良区と水資源管理の問題を取り上げる。

最後の第Ⅲ部「ＥＵ諸国における農村地域政策」はＥＵ諸国の定住対策を紹介したものである。ＥＵでは農業政策としての「デカップリング」が有名であるが、本書はあえて定住対策の紹介に重点を置いている。

これらの中から本書の主な特徴を挙げれば、①定住対策を幅広く検討したこと、②条件不利地域対策について地域における様々な取組み事例を検証し、あるべき方向として「日本型デカップリング」を提案したこと、③ＥＵの定住対策を紹介したこと等にある。

本書はたいへん分厚い。それは対象分野を幅広く設定したためであるが、その代償としていくつかの分野では分析がやや浅くなったきらいがある。たとえば、高齢者問題では、定住対策の大きな柱として高齢者福祉に係る就業機会の増加が考えられるが、この課題が触れられていないし、また、導入予定の介護保険制度に地域がどう対応すべきかの問題も検討されていない。一方、ＥＵの農村地域政策の中から我が国が取り入れるべきものは何かについても整理がされていないようである。

いずれにしろ、それらを論じた本書の続編を期待したい。

（一九九九年四月、四一六頁、四、七〇〇円）

（田村　猛）